

計算表5-2(1) 取戻し対象特定収入の判定表

この計算表による取戻し対象特定収入の判定は、課税仕入れ等に係る特定収入ごとに行います。

課税仕入れ等に係る特定収入の種類・名称等	
課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間	自 年 月 日 至 年 月 日

内 容		判 定
課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	①	円
課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額	②	
取戻し対象特定収入の判定 (②÷①)	③	%

取戻し対象特定収入の判定 (③) が、

○ **5%を超える場合** ⇒ 次の区分に応じ、控除対象外仕入れに係る調整を行うことができます。

- ・ 取戻し対象特定収入のあった課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合
⇒ 引き続き「計算表5-2(2)」の作成を行います。
- ・ 取戻し対象特定収入のあった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合
⇒ 引き続き「計算表5-2(3)」の作成を行います。
- ・ 取戻し対象特定収入のあった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合
⇒ 引き続き「計算表5-2(4)」の作成を行います。

○ **5%以下の場合** ⇒ 控除対象外仕入れに係る調整を行うことはできません。

計算表 5-2 (2) 取戻し対象特定収入がある場合の控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算表

取戻し対象特定収入があった課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合の控除対象外仕入れに係る調整計算表

この計算表による控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算は、取戻し対象特定収入ごとに行います。

取戻し対象特定収入のあった課税期間の調整割合	①	_____
1-①	②	_____

28年改正法附則第52条第1項 (80%控除) 又は第53条第1項 (50%控除) の規定の適用を受けない控除対象外仕入れ用			
内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
控除対象外仕入れに係る支払対価の額 (税率6.24%) の合計額	③	_____ 円	_____
③ × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	④	_____	_____
控除対象外仕入れに係る支払対価の額 (税率7.8%) の合計額	⑤	_____	_____ 円
⑤ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑥	_____	_____
控除対象外仕入れに係る調整対象額 (④×②、⑥×②) (いずれも1円未満の端数切捨て)	⑦	④×②	⑥×②

※ ③、⑤欄には、28年改正法附則第52条第1項又は第53条第1項の規定の適用を受けるものを含めず記載します。

28年改正法附則第52条第1項 (80%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れ用			
内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
28年改正法附則第52条第1項 (80%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額 (税率6.24%) の合計額	⑧	_____	_____
⑧ × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	⑨	_____	_____
28年改正法附則第52条第1項 (80%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額 (税率7.8%) の合計額	⑩	_____	_____
⑩ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑪	_____	_____
⑨×②、⑪×② (いずれも1円未満の端数切捨て)	⑫	⑨×②	⑪×②
控除対象外仕入れに係る調整対象額 (⑫ × $\frac{20}{100}$) (1円未満の端数切捨て)	⑬	_____	_____

28年改正法附則第53条第1項 (50%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れ用			
内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
28年改正法附則第53条第1項 (50%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額 (税率6.24%) の合計額	⑭	_____	_____
⑭ × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	⑮	_____	_____
28年改正法附則第53条第1項 (50%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額 (税率7.8%) の合計額	⑯	_____	_____
⑯ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑰	_____	_____
⑮×②、⑰×② (いずれも1円未満の端数切捨て)	⑱	⑮×②	⑰×②
控除対象外仕入れに係る調整対象額 (⑱ × $\frac{50}{100}$) (1円未満の端数切捨て)	⑲	_____	_____

控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額 (⑦+⑬+⑲)	⑳	_____	_____
------------------------------	---	-------	-------

計算表 5-2(3)-1 取戻し対象特定収入がある場合の控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算表
(個別対応方式用)

取戻し対象特定収入があった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合の控除対象外仕入れに係る調整計算表(28年改正法附則第52条第1項(80%控除)又は第53条第1項(50%控除)の規定の適用を受けない控除対象外仕入れ用)

この計算表による控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算は、取戻し対象特定収入ごとに行います。

内 容	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
課税資産の譲渡等によりのみ要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	①	円
① × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	②	
課税・非課税売上げに共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	③	
③ × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	④	
課税資産の譲渡等によりのみ要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	⑤	円
⑤ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑥	
課税・非課税売上げに共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	⑦	
⑦ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑧	
取戻し対象特定収入のあった課税期間の課税売上割合 (準ずる割合の承認を受けている場合はその割合)	⑨	_____
④×⑨、⑧×⑨(いずれも1円未満の端数切捨て)	⑩	④×⑨ ⑧×⑨
②+⑩、⑥+⑩	⑪	②+⑩ ⑥+⑩
取戻し対象特定収入のあった課税期間の調整割合	⑫	_____
1-⑫	⑬	_____
控除対象外仕入れに係る調整対象額(⑪×⑬)(1円未満の端数切捨て)	⑭	

※ ①、③、⑤、⑦欄には、28年改正法附則第52条第1項又は第53条第1項の規定の適用を受けるものを含めず記載します。

控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額 (⑭+計算表5-2(3)-2⑮+計算表5-2(3)-3⑮)	⑮	
---	---	--

計算表 5-2(3)-2 取戻し対象特定収入がある場合の控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算表
(個別対応方式・80%控除適用分用)

取戻し対象特定収入があった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合の控除対象外仕入れに係る調整計算表(28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れ用)

この計算表による控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算は、取戻し対象特定収入ごとに行います。

内 容	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける課税資産の譲渡等によりのみ要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	①	円
① × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	②	
28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける課税・非課税売上に共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	③	
③ × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	④	
28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける課税資産の譲渡等によりのみ要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	⑤	円
⑤ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑥	
28年改正法附則第52条第1項(80%控除)の適用を受ける課税・非課税売上に共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	⑦	
⑦ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑧	
取戻し対象特定収入のあった課税期間の課税売上割合(準ずる割合の承認を受けている場合はその割合)	⑨	_____
④×⑨、⑧×⑨(いずれも1円未満の端数切捨て)	⑩	④×⑨ ⑧×⑨
②+⑩、⑥+⑩	⑪	②+⑩ ⑥+⑩
取戻し対象特定収入のあった課税期間の調整割合	⑫	_____
1-⑫	⑬	_____
⑪×⑬(いずれも1円未満の端数切捨て)	⑭	
控除対象外仕入れに係る調整対象額(⑭× $\frac{20}{100}$)(1円未満の端数切捨て)	⑮	

計算表 5-2(3)-3 取戻し対象特定収入がある場合の控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算表
(個別対応方式・50%控除適用分用)

取戻し対象特定収入があった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合の控除対象外仕入れに係る調整計算表(28年改正法附則第53条第1項(50%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れ用)

この計算表による控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算は、取戻し対象特定収入ごとに行います。

内 容	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
28年改正法附則第53条第1項(50%控除)の適用を受ける課税資産の譲渡等によりのみ要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	①	円
① × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	②	
28年改正法附則第53条第1項(50%控除)の適用を受ける課税・非課税売上に共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	③	
③ × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	④	
28年改正法附則第53条第1項(50%控除)の適用を受ける課税資産の譲渡等によりのみ要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	⑤	円
⑤ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑥	
28年改正法附則第53条第1項(50%控除)の適用を受ける課税・非課税売上に共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	⑦	
⑦ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑧	
取戻し対象特定収入のあった課税期間の課税売上割合(準ずる割合の承認を受けている場合はその割合)	⑨	_____
④×⑨、⑧×⑨(いずれも1円未満の端数切捨て)	⑩	④×⑨ ⑧×⑨
②+⑩、⑥+⑩	⑪	②+⑩ ⑥+⑩
取戻し対象特定収入のあった課税期間の調整割合	⑫	_____
1-⑫	⑬	_____
⑪×⑬(1円未満の端数切捨て)	⑭	
控除対象外仕入れに係る調整対象額(⑭× $\frac{50}{100}$) (1円未満の端数切捨て)	⑮	

計算表 5-2(4)-1 取戻し対象特定収入がある場合の控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算表
(一括比例配分方式用)

取戻し対象特定収入があった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合の控除対象外仕入れに係る調整計算表(28年改正法附則第52条第1項(80%控除)又は第53条第1項(50%控除)の規定の適用を受けない控除対象外仕入れ用)

この計算表による控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算は、取戻し対象特定収入ごとに行います。

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	①	円	
① × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	②		
控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	③		円
③ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	④		
取戻し対象特定収入のあった課税期間の課税売上割合	⑤	_____	
②×⑤、④×⑤(いずれも1円未満の端数切捨て)	⑥	②×⑤	④×⑤
取戻し対象特定収入のあった課税期間の調整割合	⑦	_____	
1-⑦	⑧	_____	
控除対象外仕入れに係る調整対象額(⑥×⑧)(1円未満の端数切捨て)	⑨		

※ ①、③欄は、28年改正法附則第52条第1項又は第53条第1項の規定の適用を含めず記載します。

控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額 (⑨+計算表5-2(4)-2⑩+計算表5-2(4)-3⑩)	⑩		
---	---	--	--

計算表 5-2 (4)-2 取戻し対象特定収入がある場合の控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算表
 (一括比例配分方式・80%控除適用分用)

取戻し対象特定収入があった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合の控除対象外仕入れに係る調整計算表 (28年改正法附則第52条第1項 (80%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れ用)

この計算表による控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算は、取戻し対象特定収入ごとに行います。

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
28年改正法附則第52条第1項 (80%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額 (税率6.24%) の合計額	①	円	
① × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	②		
28年改正法附則第52条第1項 (80%控除) の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額 (税率7.8%) の合計額	③		円
③ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	④		
取戻し対象特定収入のあった課税期間の課税売上割合	⑤	_____	
②×⑤、④×⑤ (いずれも1円未満の端数切捨て)	⑥	②×⑤	④×⑤
取戻し対象特定収入のあった課税期間の調整割合	⑦	_____	
1-⑦	⑧	_____	
⑥×⑧ (1円未満の端数切捨て)	⑨		
控除対象外仕入れに係る調整対象額 (⑨× $\frac{20}{100}$) (1円未満の端数切捨て)	⑩		

計算表 5-2(4)-3 取戻し対象特定収入がある場合の控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算表
 (一括比例配分方式・50%控除適用分用)

取戻し対象特定収入があった課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合の控除対象外仕入れに係る調整計算表(28年改正法附則第53条第1項(50%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れ用)

この計算表による控除対象外仕入れに係る調整対象額の計算は、取戻し対象特定収入ごとに行います。

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
28年改正法附則第53条第1項(50%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率6.24%)の合計額	①	円	
① × $\frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	②		
28年改正法附則第53条第1項(50%控除)の適用を受ける控除対象外仕入れに係る支払対価の額(税率7.8%)の合計額	③		円
③ × $\frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	④		
取戻し対象特定収入のあった課税期間の課税売上割合	⑤	_____	
②×⑤、④×⑤(いずれも1円未満の端数切捨て)	⑥	②×⑤	④×⑤
取戻し対象特定収入のあった課税期間の調整割合	⑦	_____	
1-⑦	⑧	_____	
⑥×⑧(1円未満の端数切捨て)	⑨		
控除対象外仕入れに係る調整対象額(⑨× $\frac{50}{100}$) (1円未満の端数切捨て)	⑩		